

外国人特別研究員（定着促進）

Q & A

独立行政法人 日本学術振興会
〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1
国際事業部人物交流課 外国人特別研究員係
Telephone: 03-3263-3769, 3783, 3444
Facsimile: 03-3263-1854
E-mail: postdoc-pathway@jsps.go.jp
Website: <http://www.jsps.go.jp/>

1. 募集要項「4. 申請資格」に関する質問

Q1. 「受入研究機関が責任を持って外国人研究者を常勤研究者として雇用を予定している」のうち、“常勤”とはどのような雇用形態を想定しているか？

A1. 採用期間終了後、准教授、講師または任期付きの特任准教授、特任講師等として研究機関で雇用されることが望まれます。

Q2. 「受入研究機関が責任を持って外国人研究者を常勤研究者として雇用を予定している」とあるが、申請時点で、採用期間終了後の雇用が確定している必要があるか？

A2. 必ずしも申請時点で雇用が確定されている必要はありませんが、受入研究機関として雇用の計画があることが必要です。

2. 募集要項「5. 招へいする外国人研究者の要件」に関する質問

Q1. 「准教授相当で博士の学位取得後 10 年未満の者」のうち、“准教授相当”とはどのような職を想定しているか？

A1. 准教授、講師、特任准教授、特任講師等が想定されます。

3. 募集要項「9. 申請手続」に関する質問

Q1. (1) 提出書類（紙媒体）の、「②機関において準備する書類 c 申請機関が実施する外国人研究者の定着促進のための具体的な取り組みに関する説明書」について、1 機関から複数件申請する場合、別々の内容の説明書を作成の上、提出することになるか？

A1. 申請によって取り組みが異なる場合、別々の内容の説明書を作成の上、提出してください。

Q2. 過去に日本学術振興会外国人特別研究員事業に採用された外国人研究者も応募することが可能か？

A2. 可能です。

Q3. 申請書 Form 2 の F 6 の「Signature」は、自署の電子画像の貼り付けでもよいか？

A3. 自署の電子画像の貼り付けでも差し支えありません。